

摂津市議会

民生常任委員会記録

平成27年6月12日

摂津市議会

目 次

民生常任委員会

6月12日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	2
議案第41号所管分の審査-----	2
質疑（市来賢太郎委員、増永和起委員、山崎雅数委員）	
議案第42号及び議案第50号の審査-----	13
質疑（山崎雅数委員）	
採決-----	14
閉会の宣告-----	14

民生常任委員会記録

1. 会議日時

平成27年6月12日(金) 午前10時 開会
午前11時6分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 上村高義 副委員長 福住礼子 委員 村上英明
委員 市来賢太郎 委員 増永和起 委員 山崎雅数

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 小野吉孝
保健福祉部長 堤 守
同部参事兼生活支援課長 東潤順二 同部参事兼高齢介護課長 鈴木康之

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉 同局書記 渡部真也

1. 審査案件

議案第41号 平成27年度摂津市一般会計補正予算(第1号)所管分
議案第42号 平成27年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第1号)
議案第50号 摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○上村高義委員長 おはようございます。
ただいまから民生常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

皆さんには何かとお忙しいところ、民生常任委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。

本日は、過日の本会議で当委員会に付託されました案件についてご審査を賜りますが、何とぞ慎重審査の上、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

一旦退席させていただきますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○上村高義委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は山崎委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しております案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

議案第41号所管分の審査を行います。本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

市来委員。

○市来賢太郎委員 おはようございます。

それでは、質問をさせていただきます。補正予算書の6ページ、7ページの歳入のところからお聞きします。

款14国庫支出金の低所得者保険料軽

減負担金と款15府支出金の低所得者保険料軽減負担金という補正が入っていますが、念のためにもう一度補正に至った経緯等から教えていただきたいと思っています。

それと、歳出の方ですけれども、介護保険特別会計繰出金について、これも補正に至った経緯と、あと、庁用器具費とありますけれども、これが何かを教えてください。以上です。

○上村高義委員長 鈴木保健福祉部参事。

○鈴木保健福祉部参事 それでは、国庫負担金及び府負担金の低所得者保険料軽減負担金についてご説明申し上げます。

この軽減の負担金につきましては、当初、消費税が10%の導入をされたときに介護保険料の低所得者対策として完全実施をする予定でありましたが、10%の導入が延びたことによりまして、低所得者の第1段階の方のみの減額をするという制度に変わりました。

今回、第1段階の方は約4,000の方がおられまして、その方の保険料の料率を0.5から0.45に引き下げまして保険料を徴収することになります。そうなりますと、本市としましては保険料の徴収が減額となりまして、1,310万4,000円の減額となります。この減額となる財源に対して今回計上しております、国から655万2,000円、府から327万6,000円、補助金の負担率でいいますと国が1,310万4,000円の2分の1、府が4分の1、本市の方が一般会計から4分の1の327万6,000円を加算しまして、11ページにございます介護保険特別会計への繰出金としまして、減額分の同額1,310万4,000円を繰り出しして会計処理を行う内容でございます。以上

でございます。

○上村高義委員長 東澗保健福祉部参事。

○東澗保健福祉部参事 補正予算書10ページ、社会福祉費の備品購入費は書類保管用のA4・三段キャビネット3台分でございます。

○上村高義委員長 市来委員。

○市来賢太郎委員 庁用器具費についてはわかりました。ありがとうございます。

国庫負担金と府負担金のところですが、当初10%という消費税の中で出た政策の中で一旦見直しとなったので、こういう補正に至ったという内容はわかりました。また、これは状況が変わって10%になったら、そのときにまた改めて考えられて、それに対応されるということと、あと第1段階の方は0.5か0.45まで下げられたという方ですけど、そのほかの方についてはまだ据え置きということになっていると思いますけれども、その人たちについては今後どういう見通しになるのかということだけ教えていただきたいと思えます。

○上村高義委員長 鈴木保健福祉部参事。

○鈴木保健福祉部参事 それでは、市来委員のご質問にご答弁申し上げます。

今回、第1段階の方のみの引き下げという形で対応させていただきますけれども、消費税が10%の導入をされる予定であります平成29年4月におきましては、第1段階だけではなく第2段階、第3段階の方も減額いたします。保険料率でいいますと、第1段階の方が0.3に、第2段階の方が0.45に、第3段階の方が0.7に減額する予定でございます。これにつきまして、平成29年度にこの減額を実施することによりまして8,221万1,220

円の減収が起きます。これにつきましても国が2分の1、府が4分の1、市が4分の1を出しまして、介護保険の特別会計に繰り入れをしまして、運営を行うという形で予定しております。以上でございます。

○上村高義委員長 市来委員。

○市来賢太郎委員 内容についてはよくわかりました。市の財政の中でやりくりをしていかないといけない中で大変だとは思いますが、介護保険料はそんなに安くないと思っている方もいらっしゃると思います。だけでも、市の中で、あとは国と府の補助をもらいながらやりくりをしていかないといけないということで適切な対応をよろしくお願いいたします。以上です。

○上村高義委員長 ほかにありませんか。増永委員。

○増永和起委員 それでは、6ページ、7ページの、今、市来委員もご質問をされていましたが、生活困窮者自立支援負担金とそれから低所得者保険料軽減負担金、生活保護適正実施推進事業補助金、歳出にもかかわるとは思うんですけど、介護保険の問題と生活保護の問題について質問をさせていただきます。

まず、介護保険の部分ですけれども、今、市来委員の質問の回答の中で消費税が10%に増税をされる時に完全実施をするというようなお話で、どれだけの方々に対してのものかというふうなこともご説明がありました。もともとの政府の案では、広範囲にわたって一応介護保険上の低所得者軽減を行うと、たしか1,300億円国としては投入するというようなお話だったのでなかったのかなというふうに思うのですが、それが8%には増税したけど10%を先送りにしたということで、本

当にわずかな軽減しか今回はなされないということについては、非常に3%も消費税が上がったにもかかわらず、それを介護保険料に対してどれだけの中身をよくしたのかと。社会保障に全額使うと言っていたにもかかわらず非常にその内容が少ないということについては、甚だ遺憾だと思っておりますので、まず、ぜひその問題については摂津市からも国に向けてもっとしっかり介護保険に対して財源を入れるようにということをお願いしたいと一つは思っております。

それと、今8,221万1,220円というのが消費税10%に引き上げられる平成29年4月のときに、全て今まで約束していた政府が言っていた軽減をすれば年間これだけが摂津市に財源として、この国・府・市それぞれ割合はあるでしょうが、これだけがあればできるというようなことなのか、一応そこをもう一回確認をしたいと思っております。

それと、もう一つは、今回も一旦決まった介護保険料が途中で変わるということになるわけだと思っております。今までは介護保険料というのは、その1つの期の間は同じ金額でずっといったと思うのですが、まだ介護保険料は7月からだと思っておりますので、そういう通知の前ではありますけれども、一旦決まったものが変更になるということになると思っております。今さっきのお話ですと、平成29年の4月に政府が言ってきたことをきちんと履行して介護保険料の引き下げに財源を入れるということになると、これも第6期の途中で保険料引き下げということが、改定ということが行われると。ということは、期の間でそういうふうに保険料が変わるということがあり得るということになるのか、それについて

もお示しいただきたいと思っております。介護保険に関しては、まずそこまでお聞きしたいと思っております。

それから、生活保護の問題です。システム改修費に使われるということです。制度が変更するということでこのシステムの改修が行われるのだと思うんですけれども、その変更の内容、それから影響額ですね、それぞれ冬季加算とかそれから住宅扶助があると思うんですけれども、それぞれについて教えていただきたいと思っております。

それから、冬季加算は全世帯にかかわるのだと思うんですけれども、住宅扶助の場合は変更になって、影響を受ける世帯というのがどれぐらいになるのか、これもわかれば教えていただきたいと思っております。

それから、自立支援の方ですけれども、いろいろと先ほどの市来委員のお話でもありましたけれども、庁用器具を買われたりとかそういうことで準備が進んでいると思うんですけれども、既に具体的にこういう活動が行われていますということがあれば、相談がこんなふうに広がっているとか、以前のお話では子どもたちに学習支援みたいなことも言われてたかと思うんですけれども、そういうことが既に始まっているのかについても教えていただきたいと思っております。1回目は以上です。
○上村高義委員長 鈴木保健福祉部参事。
○鈴木保健福祉部参事 それでは、増永委員のご質問にお答えいたします。

まず、消費税が完全実施になった折には、先ほど申し上げたように平成29年4月から完全実施をさせていただく訳ですけれども、本市としましては国の示す政令に応じて適切にやっていきたいという考えをしております。それで、今回の29年4月から実施することにつきましては、先般、

国の方から平成27年1月11日付で厚労省の老健局の方から平成29年4月から本格実施するという通知をいただいておりますので、それに向けて低所得者対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、先ほど私が申し上げました8,221万1,220円があれば低所得者対策ができるのかというご質問に対してですが、平成29年の給付費で勘案しまして、こういう保険料が設定されているわけですが、3年間均衡ということで、それで計算しますと先ほど申し上げた部分が減額となります。この減額分を補うために国が4,110万5,610円、府が2,055万2,805円、市も同額で2,055万2,805円等の拠出をしまして、低所得者対策を実施していくという状況になります。

次に、介護保険料は3年間の料金を徴収する形で1期ごとに設定いたします。この保険料が変わることがないのかというご質問ですが、基本的には変わることはございません。今回の消費税の導入によりまして基準額は変わっておりませんが、その低所得者に対する減額分を繰り入れして対応するという形ですので、保険料自体は変更しておりません。保険料自体が変更になる可能性としましては、今回の保険料等の対応ではありませんけれども、例えば給付費が急増しまして介護保険料の財源が不足した折等につきましては、一定暫定的に保険料を上げるというような手法自体は不可能ではないですが、本市につきましてはそういうことは今のところ全く考えておりません。以上です。

○上村高義委員長 東澗保健福祉部参事。
○東澗保健福祉部参事 補正予算書10ページ、生活保護システム改修委託料です

が、これは今回法律改正になりました住宅扶助の基準及び冬季加算の見直しに対応するものでございます。具体的なシステム改修の内容は、まず第1番目としまして数値の変更。2番目としまして、住宅扶助で従前3つの区分で上限が設定されておりましたが、新しい内容では5つの区分になり細分化されたので区分の追加。3番目に新たな項目として、床面積別上限額の設定などがございます。

この改定による影響額でございますが、本市独自の試算はできておりませんが、国から出ている全体のベースで見ますと、27年度で30億円程度の減、28年度で120億円程度の減、29年度で180億円程度の減、30年度以降で190億円程度の減となっております。

次に、冬季加算分の影響額ですが、これも本市の全体分は試算できておりませんが、従前は1人世帯の場合3,080円であったのが2,800円になります。

次に、住宅扶助の改定によって世帯に影響を及ぼす状況でございますが、これも個別の細かい数字については出ておりませんが、ケースワーカーの一人に確認をしたところ、そのワーカーの持ち数の半分ぐらいの世帯に影響が出てくるように聞いております。

それから、生活困窮者自立支援事業の状況でございますが、自立相談支援事業の相談件数ですが、4月が22件、5月が17件でございます。また、学習支援の状況でございますが、5月の下旬より実施しております。現在4名のお子様に来ていただいております。

○上村高義委員長 鈴木保健福祉部参事。
○鈴木保健福祉部参事 1点、答弁漏れがありました。

増永委員からご質問いただきました、今回の軽減に対する取り扱いの国への要望につきましては、本市は北摂課長会を通じまして、この低所得者に対する財源の確保につきましては確実に履行していただけるように要求していきたいと考えております。以上です。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 介護保険の要望をぜひお願いしたいと思っております。介護保険の方の第2回目の質問をさせていただきます。

非常に皆さん生活が苦しい中で介護保険は年金から天引きされる方が多いわけです。おのずと生活に使えるお金が減らされるということで、本当につらいという声をたくさん聞いています。特にやっぱり低所得者対策というのは消費税が上がり、消費税だけじゃなくて物価も上がり、そういう中で本当に待たなしに軽減が求められているところだと思うんですけども、この1億円に満たない額で一応今まで政府が言っていた低所得者軽減というのが大体できるのかなというふうに思いますので、ぜひとも摂津市独自で一般会計から繰り入れるようご検討いただいて、この引き下げについて何分努力していただきたいと思っております。期間の途中でも低所得者に対する軽減であればできるというお話もありましたので、ぜひその様にさせていただきたいと思っております。この一般会計からの繰り入れについて厚労省の方は、三原則というんですか、保険料の全額免除、収入のみに着目した一律の免除、加えてこの保険料減免分に対しての一般財源の繰り入れは不適切であるというような、今までQ&Aとかで出していると思うんですけども、これに関しては法的な拘束はないと国会答弁などでもされていると思っております。あく

までこれは助言であって、それによっていろいろと自治体が考える場合は、やはりあくまで法定受託事務ではなく自治事務であるということで、各自治体にその権限はあるということが今までの国会答弁やその他いろいろな、日本共産党の新聞機関紙であります「しんぶん赤旗」の質問に対して厚生労働省の回答もそういうことを言っております。経過措置もしないと明言をしておりますので、ぜひともそこについてお願いしたいと思っております。それについてお考えをお聞きしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから、生活保護の方です。今、非常に住宅扶助について影響を受ける世帯が多いと、約半数ということで、それはそのケースワーカーさんの場合であるとしても一人当たり100を超えるケースを持っておられるわけですよ。そのうちの半分ぐらいがそうだということで、その方が特別だとは思いません。大体の皆さんはそうだろうと推測されますので、本当にたくさんの方がこの変更によって影響を受けはるんだというのがわかってちょっとびっくりもしているところなんですけれども、いきなりこれをやられようとしても非常に困難があるなというのがこの数から見てもわかります。それに対して政府の方も一定の緩和措置というのですか、こういう場合は限度額を超えているからといってすぐに検討しなくてはいけないとか、時期を広げて待ってもいいというようなことも考えてはると思うんです。そこについて詳しく説明をいただきたいと思っております。

それと、自立支援の方です。今、それぞれ件数も話をお聞かせいただきました。もちろん個人情報にかかわる部分は省いていただいてもいいですけども、どんな相談

があったのかという具体的なところをもし教えていただけたら、全部じゃなくて結構ですので、特徴的なものがあればお願いしたいと思います。

学習支援の方も5月の下旬から実施されていて、4名の子どもさんが来られているということですのでけれども、毎月行われるんですかね、これについてももう少し詳しく教えていただけたらなど。それで、子どもさんの第1回をやった感想とかがあるんですしたらお願いしたいと思います。2回目は以上です。

○上村高義委員長 鈴木保健福祉部参事。

○鈴木保健福祉部参事 それでは、増永委員の2回目の質問にご答弁申し上げます。

介護保険料の一般会計の繰り入れ等を活用して低所得者の対策をとというご意見かと思えます。介護保険料を算定するに当たりまして、原則的な動きの中で一般会計からの繰り入れについては対応していないという制度になっておりますので、一般会計からの繰り入れによって保険料を軽減していくような根本的な制度構成になっておりません。ただ、介護保険料は所得の段階に応じて納めていただくように国が6段階から9段階に第6期では細分化しましたけれども、本市におきましては12段階の細分化を行いまして、低所得者に配慮した区分を設定しております。第2段階では本来0.75を0.7に引き下げた対応もしてございまして、本来の制度の中で配慮したつくりをしていると考えております。今後におきましては、この消費税の対応の減額対応につきましても、本年度の対応また平成29年4月からの対応をきっちりしていきたいと考えております。なお、それ以外に低所得者の対策としまして、本市の独自減免がございまして、状況に

よりましては、その方の相談の上、対応をしていきたいと考えております。以上です。

○上村高義委員長 東澗保健福祉部参事。

○東澗保健福祉部参事 まず、第1回目の答弁のところで、冬季加算の改定後の金額ですが、2,800円と申しましたが2,580円に訂正いたします。申しわけございません。

それから、住宅扶助の改定でございますが、委員がご指摘のとおり、例えば2人世帯の場合、従前の上限は5万5,000円で、改正後は4万7,000円となり8,000円という大きな影響が出てきます。その中で厚生労働省の方からは経過措置といたしまして、個別の事情による配慮措置と住宅の安定に配慮した経過措置等を出してきております。具体的な状況につきましても、個別の事情による配慮措置では、車いす使用の障害者等で、特に通常よりも広い居室を必要とする場合、高齢者等で従前からの生活状況から見て転居が困難と認められる場合、地域において住宅扶助上限額の範囲内では賃貸される実態がない場合が挙げられております。

次に、住居の安定に配慮した経過措置等でございますが、住宅扶助上限額の減額の適用を、契約更新まで猶予する。住宅扶助上限額の範囲内の住宅への転居が必要となる場合は転居費用を支給する。転居が困難なやむを得ない理由がある場合は見直し前の額を適用するとなっております。

次に、生活困窮者自立支援事業の相談支援の具体的な相談内容でございますが、これは一つの相談ケースの中に複数の問題点等がありますので、主なものを申し上げますと、収入と生活のことの相談が22件、病気や健康障害などの相談が16件、家賃やローンの支払いの相談が13件、仕事探し、

就職については8件、家族との関係性については8件などとなっております。

次に、学習支援の状況でございますが、現在までに3回実施しておりますが、お子様4名は3回とも全員出席されており、学生側からの報告では、なかなか楽しみにしているように聞いております。また、授業についていけないお子さんが多くおられる状況で、本当に基本的なことからスタートしているのが現状とのことでございます。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

介護保険についてです。今、介護保険の一般会計からの独自繰り入れということについては対応していないとか、つくりになっていないというようなお話でした。しかし、この一般会計の分で改正介護保険法124条2項では国保の法定減免と同等であるということになっていて、一般会計繰り入れができないものではないはずです。国の単独の三原則を先ほど言いましたけれども、これはあくまで指導ではなく法的根拠のない助言という形だということも、先ほども言いましたが、何回も確認をされているところです。法定受託事務ではなく自治事務であるということも確認をされていると思います。ここに関してはもう一度しっかりと、できないのか、それとも摂津はやろうとしないのか、ここを明確にさせていただきたいと思うんです。できないとおっしゃるのであれば、それは何に基づいて法的な根拠とかそういうものについても明確に示していただきたいと思えます。ここをきちんと分けて回答をいただきたいと思えます。

それから、現実問題としてどうなのかと

ということについて、実際に今、一般会計繰り入れを介護保険に対して行っている自治体もあります。北海道などは稚内市、長沼町、北杜市、ほかにも幾つかの町でこの一般会計繰り入れを行っております。基金に対しての繰り入れというような形をとっているところもありますけれども。それから、埼玉県的美里町というところでも一般会計の繰り入れが現実に行われております。中央社保協が2014年に行ったアンケートでは、この一般会計の繰り入れというものについて、第6期の手前でのアンケートなんですけれども、検討しているという自治体が回答した951自治体のうち41自治体、4%は一般会計繰り入れを検討していると言っております。ですから、この一般会計繰り入れというのは全くできないものではない、既に行っている自治体もあるということで先ほど私が言いました、できるのか、できないのか、摂津市がしようとしてないだけなのか、それとも何か根拠があってできないのか、このところはしっかりと明確にお答えをいただきたいと思っています。ぜひお願いします。

それと、独自減免ですね。この独自減免については、摂津市の努力で行っているものだと思うんです。これも今どれぐらいの数があるのかぜひ教えてください。余りたくさん広がってないとお聞きをしているのですけれども、何でそれがたくさん利用にならないのかということについても見解があれば教えていただきたいと思えます。

それから、今回、第1段階については5%引き下がるということになるんですけれども、この独自減免をして第1段階相当といいますか、金額になった場合もこの5%引き下がった形ではないとお聞きし

ております。それはどういう理由なのか、またそれを解消するためには先ほど言いました一般会計繰り入れなどが必要になってくるのではないかとも思いますので、これについてもお答えください。

次に、生活保護です。今、個別の事情とか住宅の安定に配慮して幾つかの形でこの住宅扶助費が引き下がっても緩和されるという事があるというふうにお伺いをいたしました。半数に当たるぐらいの方々が住宅扶助費の引き下げによって影響が及ぶというようなことで本当に大変なことだと思いますので、やはりそこは一つ一つきちんと相談に応じていただいて、しっかりとした対応をしていただきたいと思っています。

私が情報を得ているところで言いますと、まず1つは、先ほどもお話にありましたけれども、新基準は契約の更新時期が来るまでは猶予されると聞いています。更新時期が定まっていない場合でも平成28年6月まで猶予されるというふうに聞いております。これについて、それが正しいのかということについても一つ。

それから、第2番目には、世帯人数、世帯の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ない場合には、一般基準の1.3倍の特別基準を設定してもらうことができるというのが局長通知第7-4-1ですかね、というのに書かれているというふうに聞いています。これについて少し説明をお願いします。

それから、3番目には通院や通所をしており、転居によって通院等に支障を来すおそれ。また、就労や就学をして転居によって通勤または通学に支障を来すおそれ。高齢者、身体障害者等であって、日常生活において扶養義務者からの援助や地域の支

援を受けて生活をしている場合。こういう場合は、引き下げ前の旧基準を適用できるというふうに聞いています。これについてももう少しご説明いただきたいと思いません。

それから、4番目に転居が必要とされた場合であっても、文書による転居指導が許されるのは限度額相当に上回る家賃のアパートに入居しており、明らかに最低生活の意義に支障があると認められる場合に限られるということで、金額がオーバーしているからといってすぐにも何もかも転居だということではないというふうなことも伺っております。これについても、それで正しいのかということをお教えいただきたいと思いません。

それから、自立支援の方ですけれども、いろいろ相談が寄せられているということで収入と生活だとか、病気の問題、それから家賃やローンの問題ですかね、いろいろなことが相談に寄せられていると今ご紹介がありました。そういう中で以前からお話を聞いていましたけれども、やはり生活保護の方でこれは対応していかなくてはいけないという部分については、きちんとそういう対応をしていただきたいなと思いますので、ここについても確認がしたいのでぜひよろしくお願いします。

学習支援の方は、子どもたちが楽しみにしているということをお聞きしたのでほっとしているところなんですけれども、やはり非常に繊細な時期の子どもさんだと思っております。そういう保護の世帯にある子どもたちが集まって、中身は大変いい内容であるとしてもいろんなプライバシーの問題とかもありますのでぜひ配慮もしていただいて、これからもこれについてはしっかりと見ていっていただきたいな

と思っております。これはご回答いただかなくても結構です。あとの部分については、学習支援のところ以外については答弁していただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○上村高義委員長 鈴木保健福祉部参事。
○鈴木保健福祉部参事 それでは、増永委員の3回目のご質問にご答弁申し上げます。

まず、一般会計の繰り入れについては、介護保険制度の動きの中におきまして、まずは給付費の想定をいたします。この給付費に基づいて国、府、市、第1号の被保険者、第2号の被保険者等で負担していただく大前提の制度でございます。本市としましては、その基本的な制度に基づいて第1期から取り組んでおりまして、現在の動きの制度で継続していきたいと考えております。ですから、一般会計の給付に対する繰り入れは今のところは考えておりません。

次に、独自減免の実績はということでご答弁を申し上げます。

26年度の独自減免の実績としましては15名、額としまして17万408円の減額を行いました。平均1万1,360円の減額となる対応をいたしております。

また、件数が少ないのではないかとご質問をいただいております。介護保険料は先ほどもご答弁を申し上げましたように基準額がございまして、第1段階は料率を0.5としまして、2分の1の保険料となっております。ご相談いただいた方につきましては、諸条件を勘案しながら対応して減額を行っているという現状でございます。また、災害上の減免はこの26年度はございませんでした。

次に、この減免におきまして、この消費

税の対応の5%といいたまいますか、0.05料率を引き下げる対応についても減額の対象にしないのかという質問につきましては、この減免につきましては基準額に基づいて0.5となっております2分の1額に対して減免をしていただく制度でありまして、この諸制度導入の暫定的な減免の対応を加味して対応するという対応にはなっておりませんので、つけ加えさせていただきます。以上です。

○上村高義委員長 東澗保健福祉部参事。
○東澗保健福祉部参事 今回の改正による経過措置と配慮措置についてでございますが、細かい内容でお話しいただきましたが、我々といたしましては厚生労働省の社会・援護局長が4月14日に各都道府県知事に通知しているとおりの対応を進めていきたいと考えております。その中で実際の状況、被保護世帯の個別の生活状況を十分考慮した中できめ細かく対応していきたいと考えております。特別基準の1.3倍につきましては、これはまだ通知がきているものと考えておりますので、新たな通知が出てこない限り特別基準を設けた中での対応と考えております。

次に、生活困窮者自立支援の相談支援事業でございますが、経済的な相談の中には、もう既に生活困窮者自立支援事業では対応ができないような状況から生活保護の相談窓口につないで現在保護開始になっている案件もございます。以上です。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 介護保険ですけれども、今お話がありました分については、私が質問をした部分ときちんとした対応ができてないのかなと思います。実際にしている自治体というのがあるわけなんです。そういう中でこの一般会計繰り入れという

のでできるのか、できないのかということについてきちんとお話をいただきたいと。できるけど摂津市はやらないのか、それともできないのかということについて、もう一回明確にご答弁がいただきたいと思えます。一般会計繰り入れを実際にやっているところが先ほどご紹介しましたようにあるわけです。そういう中で摂津市はやらないというんだったら、それは摂津市の姿勢ですから、それはそれでそういうご答弁なんだなというふうに思いますが、できないんだということではないですよ。ねということについて、もう一回ご説明いただきたいと思えます。

それと、独自減免についてははしていただいているということそのものは非常に大切なことだと思うんですけども、やっぱりハードルが高いということが少ないということにつながっているのではないかなというふうに思えます。条件の中には、資産要件とかそういうことについてもあったと思うんです。ですので、そこを独自減免の中身も今後ぜひもう少し広がるように考えていっていただきたいと思えます。これは要望としておきます。

それから、生活保護の方ですが、4月14日の通達ですね。ここには結構具体的なことが書かれているのではないかと思います。先ほど私が言ったのは、その中から抜粋して書いている部分も多いんじゃないかなと思えます。ぜひ、一つ一つの事情に対応していただいて、本当に住宅が変わるというのはそれぞれのご家庭にとっては大変なことだと思いますので、きちんとご家庭、ご家庭についてしっかりと配慮もしていただいて、できるだけそこのご家庭にとって不利益のないような形で対応していただきたいと思えますし、これはそも

そも生活保護の扶助額の切り詰めだと思うんです。これについてはしっかりと国に対して、本当に憲法で保障されたそういう生活する権利について守られるもの、さっきの冬季加算もそうですけれども、国に対してもしっかりと声を上げていただいて、これは職員の方々にとっても、特に住宅の分は、本当に負担の大きいことだと思うんですよ。これを本当にしゃくし定規に行おうとすれば大変な問題がいっぱい起きてきて、職員の方々にも負担が物すごく大きくなってくると思うんです。そういうところからもぜひ政府の方にしゃくし定規な運用をしないことと、今回の分については撤回するように求めていると思います。これは要望としておきます。ぜひお願いをします。

それと、自立支援の方ですが、生活保護につないだ例もあるということで、この自立支援が水際作戦に使われるんじゃないかということがいろいろと懸念もあるところなんですけれども、摂津市ではそういうふうなことではなくて、反対に相談に来られた方にとって一番いい状態と一緒に考えるという制度になっていて、生活保護が必要な方はそこへも繋いでいるというふうに今ご答弁を聞いて思いましたので、ここに関してはぜひこれからもそのような形で対応していただきたいなと思えますので、よろしく願いいたします。これは要望としておきます。

○上村高義委員長　そうしたら、増永委員が、今、一般会計の繰り入れについては端的に質問されているので端的に答えていただいて、今までの流れの中で、同じ答弁になるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

鈴木保健福祉部参事。

○鈴木保健福祉部参事 ご質問にお答えします。

介護保険特別会計の一般会計の繰り入れにつきまして、できないものではないと認識しております。ただ、本来の介護保険制度の趣旨を考えますと、国、府、1号被保険者、2号被保険者等の負担の原則に成り立って行う保険制度でありますので、引き続きその原則に基づいて進めていきたいと考えております。以上です。

○上村高義委員長 ほかにございませんか。

山崎委員。

○山崎雅数委員 私からは生活保護のシステムの改修について。

この予算ができてからシステム改修ということになるかと思えます。制度そのものが来月7月から基準そのものが変わります。冬季加算については11月からなんですけれども、このシステム改修がされてコンピューターが動き始めるというか、運用の時期をどのくらいと見てはるのかをお聞かせいただきたいと思えます。早速来月からの改定ですので生活保護利用者の方々への周知、5段階に変わればあなたはどこになりますよというようなことも周知されるのかどうか。

それから、先ほど増永委員が言ってはったように、家賃については運用を柔軟に行っていたかという点では、システム改修がされて基準で家賃の基準額というのは決定されても、また手計算でされるかコンピューターの中に運用面でのシステムが計算されて現行の家賃が出るというふうなシステムなのかわかりませんが、そういったことがきちんとできるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○上村高義委員長 東澗保健福祉部参事。

○東澗保健福祉部参事 今回のシステム改修につきましては、国からは今年の1月に概要が説明されておりましたが、実際に私どもの方に、都道府県からおりてきたのは3月末という状況で、本来であればこれは当初予算で計上すべきものですが、具体的な細かい内容が分からない状況から、今回補正予算を計上させてもらっているところでございます。実際に運用は7月から行っていきますので、非常にタイトな中で作業を進めている現状でございます。

次に、被保護者への周知ですが、全体がわかった後の、ことしの4月以降に、ケースワーカーが家庭訪問等で対象となられる世帯に、7月以降に住宅扶助が見直される話をさせてもらっています。また7月、実際に改正のあるときに今回の住宅扶助の改正で減額の対象となられる世帯等については通知文を出していきたいと考えております。

次に、増永委員のご答弁と重なりますが、できるだけ、それぞれのその世帯の実態や実情を考慮した中できめ細かく対応していきたいと考えております。以上です。

○上村高義委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 だから、もう本当に動き始めているということで、運用に支障がないようお願いをしたいと思うんですけども。だから、7月から、今周知のことに関しては別に対象にならない人には結局まだ知らせてないわけですよ。けれども、不安に思ってもらっちゃう方もいらっしゃるんで、それこそ制度が変わったということは利用者の方には少なくとも、あなたは対象にはなりませんけれども変わっていますよというのも安心させるという意味でもお知らせしていただければなと思っています。

それから、運用面については、それこそタイトなスケジュールでやっていますけれども、7月からの運用ですからそれこそ間違いのないように。コンピューターがやってしまったから、いきなり家賃分があなたの分減らされているじゃないかというようなことになったら、これは大変な話ですので、それはしっかりと行っていただきたいと思っております。大変ですけども、本当に生活ぎりぎりの利用者の方々ですからね。それこそ数百円、数十円でも間違えたら大変な思いをされていますので、またしっかりお願いをしたいと思います。私からは以上です。

○上村高義委員長 委員長からも、きめ細やかな対応をするようお願いをしておきますので、よろしくをお願いします。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時58分 休憩)

(午前11時00分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

議案第42号及び議案第50号の審査を行います。

本2件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

山崎委員。

○山崎雅数委員 先ほどの一般会計でも介護保険の繰り入れの話もしてくれてはりましたので、それに関連してということですけども、独自軽減というのは一般会計からの繰り入れを妨げるものではないというのが確認されていますから、今回の軽減はそれこそ第1段階だけですよね。第1段階というのはそれこそ見てもらった

らいいように、条件は所得もないし、それこそ非課税だし、それこそ収入もほとんどないという方の段階なんです。そこからでもこれだけの保険料を徴収している介護保険の制度というのは非常に生活費に公租公課をかけないというところからほとんど逸脱したような制度だと私は考えております。ですから、もっと軽減措置というか、それこそ限度額を設けるぐらいの措置が必要な段階に来ているのではないかなど。この6期までにそれこそ3,000円以下から始まったやつが5,000円になってきているわけですから、中間の保険料そのものが。ですから、独自に軽減措置が禁じられているものではないということであるならば、摂津市の65歳以上の方の生活を守るという点からでも軽減措置というのは独自につくっていくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○上村高義委員長 鈴木保健福祉部参事。
○鈴木保健福祉部参事 それでは、山崎委員のご質問にお答えいたします。

低所得者対策というご質問ですけども、介護保険におきましては第1段階の方が現在約4,000人からおられまして、介護保険の対象者のうちの20%を超えております。そういう現状を考えますと介護保険料の負担を高額の所得の方にもご負担していただいております、今現在4,000人の方が第1段階で基準額の2分の1という形で保険料としては一番低い金額を納めていただく現状となっております。こういうことを考えた中、本市としても独自減免を設定しまして、要望・ご相談によりまして対応している現状です。先ほども一般会計の方でご説明させていただきましたように、非課税の第2段階の方につきましても国基準の0.75の料率から

0.7に引き下げるなどして担当課としましてもできるだけ低所得者に配慮した取り組みで進めております。今後におきましても、こういう姿勢では取り組んでいきまされども、新たな一般会計からの繰り入れ等で対応するというところまでは至っておりません。以上でございます。

○上村高義委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 ほかの市町村のそれぞれ軽減、先ほど言われたような、ぜひ研究していただいて独自で摂津市でも対策をとっていただけるように今は要望としておきます。よろしくをお願いします。

○上村高義委員長 ほかありませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時4分 休憩)

(午前11時5分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第41号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第42号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第50号について、可決することに

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

これで、本委員会を閉会します。

(午前11時6分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 上村 高義

民生常任委員 山崎 雅数